

平成 19 年厚生労働省告示第 108 号の一部改正について（概要）

1. 改正の背景

医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号。以下「改正法」という。）第 2 条の規定による医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）の改正における法の根拠条項の移動に伴い、並びに DPC の算定において求められる情報及び医療機関が Joint Commission International（以下「JCI」という。）の認定を受けた旨を広告することができるよう、平成 19 年厚生労働省告示第 108 号（以下「広告可能事項告示」という。）の改正を行うもの

2. 改正内容

広告可能事項告示につき以下のとおり改正を行う。

- ① 改正法による改正後の法の規定にあわせるなど所要の改正を行う。
- ② 以下の事項につき広告可能となるよう追加を行う。
 - ・ DPC 機能評価係数Ⅱにおいて公表を求める項目
 - ・ 国際的な医療施設評価認証機関である JCI が行う医療機関への評価の結果

3. 根拠条項

改正法による改正後の法第 6 条の 5 第 3 項第 14 号

4. 適用期日等

告示日：平成 30 年 3 月（予定）

適用日：平成 30 年 6 月 1 日